

令和6年4月改定

鯖江市「介護予防・生活支援サービス事業」料金表



		サービス種類	内容	対象者	利用者負担額 ※注2	
					月額※注1	回数単価（1回単価）※注1
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	訪問型サービス いずれも併用不可	①訪問型予防給付 相当サービス	訪問介護員による 身体介護・生活援助	事業対象者、要支援1・要支援2 （週1回程度）	1,176円	287円（月1～4回まで）
				事業対象者、要支援1・要支援2 （週2回程度）	2,349円	287円（月5～8回まで）
				事業対象者、要支援2（週2回超）	3,727円	287円（月9～12回まで）
		②訪問型サービスA1型 （緩和した基準によるサービス）	身体介護を伴わない生活援助	事業対象者、要支援1・要支援2	—	244円（月5回まで）
		③訪問型サービスA2型 （緩和した基準によるサービス）	身体介護を伴わない簡単な 生活援助 （買物・調理・薬の受け取りは除外）	事業対象者、要支援1・要支援2	—	150円（月5回まで）
	通所型サービス いずれも併用不可	④住民主体の訪問型生活 支援サービス B型	地域住民のボランティア団体が 主体となり生活支援を行う	事業対象者、要支援1・要支援2	—	各サービス内容により各団体が 1回当たりの提供時間と利用料 を決めている
		①通所型予防給付 相当サービス	自立した生活に資する 日常生活上の支援や 生活機能向上機能訓練	事業対象者、要支援1・要支援2 （週1回程度）	1,798円	436円（月1～4回）
				事業対象者、要支援2（週2回程度）	3,621円	447円（月5～8回）
		②通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	運動器機能訓練を主とした 自立支援プログラム	事業対象者、要支援1・要支援2	—	358円（月5回まで）
		③通所型サービスC （短期集中予防サービス）	運動を中心に、栄養面や口の 健康の維持・向上をするための 個別プログラム ※週1回程度で全12回程度 概ね3か月程度 ただし、必要と判断された場合 には、最大24回までサービス 継続可	事業対象者、要支援1・要支援2	—	360円（月5回上限・全12回） 口腔加算150円（全4回まで） 栄養加算150円（全4回まで）
介護予防ケアマネジメント				事業対象者、要支援1・要支援2の方が利用でき、利用者負担はありません。		

※注1：原則「月額」利用とします。【回数単価を用いる場合】

①月途中の契約開始および契約解除 ②月途中の入院による利用中止および退院による利用開始
★入退院を伴わない体調不良や利用者の都合による欠席の場合は「月額」を利用します。

※注2：利用者負担額は、1割負担の場合の金額を表記しています。2割3割負担の場合は、この限りではありません。

★サービス種類により加算されるものがありますので、利用者負担額は、目安となります。詳細は、介護支援専門員にお聞きください。

【お問合せ先】 鯖江市基幹型地域包括支援センター（長寿福祉課内） ☎ 53-2265